



基本目標 1

人と自然が共生する
まちづくりを進めます

まちづくりの柱

1－1 自然環境の保全と活用

●施策

1－1－1 守る自然と活用する自然との調和

1－1－2 適切な風景形成の推進

【現状と課題】

本町は、豊かな自然環境を糧として、農業や観光を基幹産業として発展してきた町であり、この自然環境を保全していくことは、すなわち町の財産を守ることでもあります。

湖や山、川が織りなす美しい景観、豊富に湧き出る温泉は弟子屈観光の支えであり、農業や林業も豊かな自然環境の恩恵があってこそのものであり、農地や森林も美しい弟子屈の景観資源を構成しています。

これらの恵まれた環境を次代に残すとともに、適正に活用することで、本町の安定的な発展に結びつけていくことが必要です。

自然公園法や森林法、農業振興法など、それぞれの法に基づいて地域の保全が図られているものの、法律ごとに体系が複雑であり一部重複地域もあるなど、どのエリアにどのような規制（自主規制含む）が掛かっているのかがわかりづらく、広く町民には知られていない状況にあります。また、規制そのものが守られない事態も発生しています。一例として、屈斜路湖は観光客でにぎわいを見せる一方、夏季には湖面を走る動力船と湖水浴客などの利用者間でのトラブルが散見されるとともに、ボートなどを決められた場所から出し入れしないことによる湖岸の自然破壊が発生しています。観光・レクリエーションの場としての適正利用と自然保護の両立を考えなければいけません。

また、近年急激に頭数が増加して農業被害や森林被害が大きくなってきているエゾシカ対策、環境省指定特定外来生物であるウチダザリガニ対策なども課題となっています。

本町の美しい景観は、町に住むものにとって誇りであるとともに、町の半分以上が阿寒国立公園に指定され、我が国を代表する自然景観として認められており、観光面でも大きな資源となっています。これらの景観は、摩周湖や屈斜路湖といった単体の要素ではなく、遠景の山、森林、農地、人の営みなどさまざまな要素が絡み合い形成されています。

本町では、「弟子屈町景観ガイドプラン」（平成8年3月）を策定していますが、その後景観法の施行など社会状況も変化しており、平成16年に国が「景観法」を、平成20年には北海道が「北海道景観条例」をそれぞれ制定しています。町としてはそれらとの整合性を取りながら、雄大で多様な自然景観の保全や形成を図ることが重要です。

町民の声

まちづくり町民会議

「保全エリアと利用エリアの分け・ゾーニングが必要」「人里離れたところに家が出来て秩序がなくなっている」「町の宝である水源の保全活用が大事」「景観形成を通して町全体の一体感を作る」

町民アンケート

「自然豊かで空気がきれいなところが好き」「屈斜路湖の調和のとれた活用を」「道路際や街中に雑草が多い」「見た目の町づくりは景観を良くすること」「桜丘森林公園と町牧場の間に野草園を作ってはどうか」

団体アンケート

「ごみを拾うことよりもごみの減量化に向けた取り組みが大事。特に小さな頃からの環境教育」

高校生アンケート

「木とか湖とか空気とか水がクリーンで住みやすい」「土地の有効利用をすべき」「小中高生が自然に関わることでできる行事がある」「色々な所から美しい景色を見ることができる」

中学生アンケート

「外来種の問題」「田舎のままでいい。自然を大切に」「環境のために木をたくさん植えてほしい」「学校から見える景色が宝」「のどかでリラックスできる風景が宝」

高校生ワークショップ

「森を壊さず動物に住み良い環境を」「水がおいしいのが宝」「摩周湖がきれいなのが宝」

ふるさと会アンケート

「町民が自然の良さを理解していないように感じられる」「牧場の眺めもヨーロッパにいたような気分」「景色を活かしてほしい」

地域懇談会

「屈斜路湖の魚がとりつくされそう。マナーが悪い」「景観に関する統一感がない」



弟子屈高校生ワークショップ



弟子屈高校生ワークショップ

●施策 1－1－1 守る自然と活用する自然との調和

施策の目的・方針

これまで曖昧になりがちであった、自然環境の「保全」と「活用」のゾーンを明確にするため、計画や条例などによる合理的なルールづくりに取り組みます。また、保全と活用による特色あるまちづくりを将来に見据え、環境教育などを重視した人材の育成を図ります。

森林については、その多様な公益的機能が十分に発揮できるよう、経済活動と絡めた森林保全の仕組みを創出します。

施策の成果指標

成果指標	説明	単位	現状値	中間目標 (H28)	目標 (H33)
土地利用計画の策定	計画策定	－	未策定	策定	運用
環境学習(グリーンワーク・グリーンタッチ等)の参加人数	企画財政課調べ	人	1,700	1,800	1,800
釧路川の水質(万翠橋付近)	釧路市水道局調べ	BOD (mg/ℓ)	0.90		

施策メニュー

協働方針の内容
は次項参照

施策の主な内容		協働方針	重点 プロジェクト
1.適正な保護と活用のゾーニング	①本町独自の土地・施設利用計画を策定し、自然地域の適正な保護と活用を目的としたゾーニングを構築します。		★ プロジェクト1
	②自然地域の適正な保護や生活環境との調整を図りながら、農地や森林の保全に向けた計画的な土地利用に努めます。		
2.土地情報の管理	①地籍調査の成果をゾーニング等土地政策の基礎資料として有効活用するため、地図情報のシステム化を進めます。		
3.エコツーリズムの推進	①豊かな自然環境を「保護」と「活用」により持続させるため、エコツーリズムを推進します。		★ プロジェクト1
4.環境教育の充実	①各学校で定める環境教育全体計画により、児童生徒への環境教育を推進します。		● プロジェクト2
	②学校、企業・団体における環境教育指導者の育成を図ります。		
5.野生動植物対策	①野生動植物との共存に向け、有害駆除の実施や、食材などへの有効活用を図ります。		
	②町内に生息・自生する希少種と外来種について現状把握を行い対策を講じます。		

施策の主な内容		協働方針	重点プロジェクト
6.森林資源の保全と活用	①森林保全に必要な施業及び地域活動を支援し、森林の保全と活用の推進を図ります。		★ プロジェクト1
	②間伐材の活用など収益事業の創出等により、森林経済基盤を安定させて森を守ります。		
	③植樹祭などの森林づくり活動を継続して実施し、森林に対する興味・関心の高揚を図ります。		
7.保全と活用の担い手の育成	①環境保全をエコツーリズムやグリーンツーリズムによる観光振興と連動して推進するために、マイスター制度やガイド育成等による人材育成を図ります。		● プロジェクト2
8.屈斜路湖の適正利用	①屈斜路湖の自然環境を保全するため、町民・関係機関・受益者等多様な関係者による検討を進め、適正利用のルールを確立します。		
	②魚の枯渇を防ぐため、放流事業を継続して実施します。		
9.大気・水・土壌の汚染対策	①環境保全への意識を高めるため、研究機関による調査結果や公害に関する知識の普及啓発に努めます。		
	②河川や湖への排水流入の低減に努め、町の水環境の保全を図ります。		
	③屈斜路湖の水質調査を継続して実施し、酸性化等の現状把握や水質汚染の監視に努めます。		

主な協働方針の取組(特に進めていく協働)



町民と行政がこれまで以上に協力しながら進める協働

- まちの財産である「森林」の保全について町民一丸となって取り組むことを目指します。
- 特に森林の所有者は、その適正な管理と植林や間伐などの保全・育成に努めることが必要です。
- 行政は環境保全に十分配慮した森林整備計画の推進に努め、森林組合を中心とした森林所有者やNPOなどが行う森林づくり活動を積極的に支援していきます。
- 水環境の保全について町民・地域・事業者・行政の各役割を明確にして、様々な活動を行います。
- 学校や企業と行政の連携を強化し、環境教育を推進していきます。
- 植樹祭などの森づくり活動における町民参加を拡充していきます。
- エコツーリズムなど「自然環境の保護と活用」の推進に必要な人材育成について、関係事業者・団体と行政の役割分担を明確にし連携を強めます。
- 屈斜路湖の適正利用のルールを確立し、町民と行政がそれぞれの役割を担いながら、誰もが湖に親しめる環境をつくれます。



町民の協力や参画を得て、主に行政が取り組む協働

- 土地利用計画などにおけるゾーニング作業は、町民の参画を得ながら策定します。
- 町民はもとより、開発業者や移住者などにも、町の計画に沿った土地利用や適正管理に協力してもらいます。

●施策 1－1－2 適切な風景形成の推進

施策の目的・方針

町全体の風景が優れた自然環境と調和することで、住む者の景観に対する誇りや観光資源としての活用を生むため、さらなる美観形成につながる取組を推進していきます。

施策の成果指標

成果指標	説明	単位	現状値	中間目標 (H28)	目標 (H33)
周囲の自然環境と調和する町並み景観の整備	町民満足度調査	点	37	➡	➡
摩周湖、屈斜路湖、釧路川などの自然環境保護	町民満足度調査	点	51	➡	➡
耕作放棄地面積	農林課調べ	ha	11.6	10.0	10.0



摩周湖



釧路川

施策メニュー

協働方針の内容
は次項参照

基本目標 1

施策の主な内容		協働方針	重点プロジェクト
1.統一感を持った全体風景指針づくり	①景観法及び北海道景観条例等関連する法令に則した景観施策の見直し・策定を進めます。		
	②優れた自然景観と調和のとれた農業景観を創出するため、景観緑肥作付けや農家沿道の景観づくりを推進します。また、農地の荒廃を防止するため農業関係機関との連携体制を強化し、離農や耕作放棄地、未立木地の発生を食い止めます。		
2.景勝地の保全と整備	①摩周湖世界遺産活動や阿寒国立公園名称変更に関する今後の方針について検討を進めます。		
	②研究機関による摩周湖、屈斜路湖に関する学術的調査を継続して支援し、調査結果の公開周知・活用に努めます。		
	③阿寒国立公園計画における施設計画等に則した景勝地の保護と利用施設の整備及び活用に努めます。		

主な協働方針の取組(特に進めていく協働)



町民と行政がこれまで以上に協力しながら進める協働

- 観光事業者などは、国や道および町の計画に則した集客施設の整備に努めます。特にまちの美観や自然景観に配慮するものとします。
- 美しい農業景観を創出するための取組について、農業関係者と行政の連携体制を強化します。
- 町の景観施策の見直しや策定作業については、町民の参画を得ながら行います。



ひまわり畑



硫黄山

まちづくりの柱

1－2 循環型社会の構築

●施策

1－2－1 自然資源の有効活用

1－2－2 環境負荷の軽減

【現状と課題】

わが国は、高度経済成長とともに大量生産、大量消費及び大量廃棄の社会経済構造や生活様式が定着し、その結果、廃棄物排出量の増大、化学物質による公害などの環境問題に直面しています。

国は、平成12年に「循環型社会形成推進基本法」を制定し、これまでの大量生産・大量消費・大量廃棄のライフスタイルや経済活動を早急に見直し、天然資源の消費を抑制し環境への負荷が低減される社会を追求するために、Reduce（ごみを減らす）、Reuse（繰り返し使う）、Recycle（資源としてリサイクルする）、の「3Rの推進」や、生産者・事業者が自らの活動段階からごみの減量化やリサイクルについて一定の責任を負う「拡大生産者責任」などの一般原則を確立しました。

本町では、平成18年3月に「弟子屈町環境基本条例」を制定し、環境保全、循環型社会の構築に向けた取り組みを推進しています。

また、平成23年3月11日に発生した東日本大震災に伴う原発事故は、これからのわが国、世界のエネルギー政策に大きな波紋を投げかけており、再生可能エネルギーの活用が大きな議論となっています。

本町には、温泉熱や地熱、雪氷冷熱などの自然エネルギー、家畜ふん尿などのバイオマス資源を有しております。

これらの活用にあたっては、設備投資や法規制の問題があり、今すぐには活用できないものもありますが、本町の基本姿勢として、今後これらの地域特性に則した再生可能エネルギーの活用を進めていく必要があります。

町民の声

まちづくり町民会議

「活用できる資源が多い。山、川、湖、温泉」「循環型のモデルづくりを」「ゴミのリサイクル化が進んでいる」

町民アンケート

「いろんな場所で温泉や太陽などのエコを取り入れる」「地熱発電施設の計画を」「小学校でごみの勉強を」

団体アンケート

「冬季間の野菜栽培など温泉熱の二次三次利用を」「環境を考えた排気ガス等の考慮を」

高校生アンケート

「保冷庫など冬場の雪による産業を考えられないか」「エコを考えた活動をもっとしていくのが課題」

中学生アンケート

「ごみなどのポイ捨てが多いのが課題」「もっと用紙の節約をすべき」

高校生ワークショップ

「ごみはすべて持ち帰りにする」「自転車を奨励しCO2の削減を」

ふるさと会アンケート

「温泉を活かしてほしい」

地域懇談会

「釧路川など豊富な水資源がある」「温泉の活用が出来ていない」



弟子屈高校生ワークショップ



弟子屈高校生ワークショップ

●施策 1－2－1 自然資源の有効活用

施策の目的・方針

環境負荷の低減を念頭に、豊富な自然資源を活かした新エネルギーについての先進的な調査研究や導入に取り組めます。同時に、自然資源を産業に活用するための新たな取組を推進していきます。

施策の成果指標

成果指標	説明	単位	現状値	中間目標 (H28)	目標 (H33)
温泉・地熱を産業活用した新規企業数	企画財政課調べ	箇所 (累計)	—	2	4
自然再生エネルギー(太陽光発電など)の 発電容量	企画財政課調べ	KW	298	583	725
バイオマスプラント施設数	農林課調べ	箇所	0	1	2



太陽光発電パネル



温泉タンク

施策メニュー

協働方針の内容
は次項参照

基本目標 1

施策の主な内容		協働方針	重点プロジェクト
1.新エネルギーの活用	①「弟子屈町地域エネルギービジョン」を推進し、雪氷冷熱エネルギーや太陽光発電システムなど多様な新エネルギー活用の実現を図ります。		★ プロジェクト1
	②家畜ふん尿のメタンガス化によるバイオマスプラントの実現化を目指します。		
2.温泉・地熱の活用	①豊富な地域資源である温泉・地熱を利用したエネルギー設備の導入制度を検討し、多様な利活用の実現を図ります。		★ プロジェクト1
	②ハウス栽培など温泉・地熱の産業利用について支援を図ります。		
3.水資源の活用	①町内の水資源の把握を行い、保全や利活用に向けた取り組みを進めます。		
	②良質な水道水など、豊富な地域資源である水を活用した新事業の確立について検討します。		

主な協働方針の取組（特に進めていく協働）



町民と行政がこれまで以上に協力しながら進める協働

- 農業などの各事業者は自然再生エネルギーの利活用について積極的に取り組み、行政は必要な支援や協力を行います。
- 弟子屈町地域エネルギービジョンに基づいた取り組みについて、町民・事業者と行政がそれぞれの役割を担いながら推進していきます。



町民の協力や参画を得て、主に行政が取り組む協働

- 行政が進める温泉・地熱等のエネルギー活用や水資源活用の検討に際しては、町民の参画を得ながら行います。

●施策 1－2－2 環境負荷の軽減

施策の目的・方針

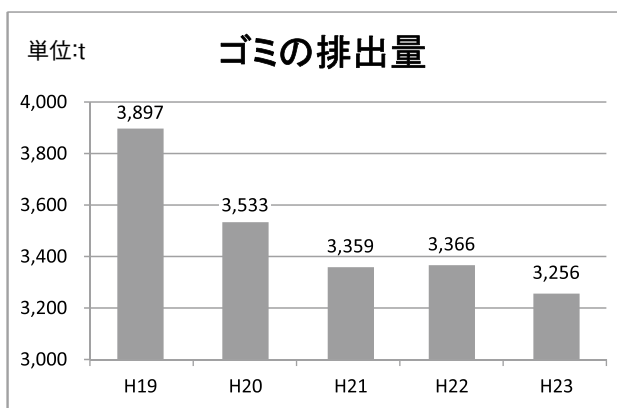
ゴミの減量化による循環型社会の構築をめざし、3Rの定着を図ります。また、省エネ対策を推進し、環境負荷の少ない生活の実現に取り組みます。

施策の成果指標

成果指標	説明	単位	現状値	中間目標 (H28)	目標 (H33)
ゴミのリサイクル率 (ごみの総量に対する資源ごみの割合)	町民課調べ	%	24.2	➡	➡
不法投案件数	過去3年間平均	件	7	➡	➡
省資源や省エネルギー化の推進	町民満足度調査	%	42	➡	➡



摩周湖クリーンウォーク



施策メニュー

協働方針の内容
は次項参照

基本目標 1

施策の主な内容		協働方針	重点プロジェクト
1.3Rの推進と適正な廃棄物処理	①町民や事業者へのごみ減量化に向けた意識の向上を図り、ごみの発生抑制に努めます。		◆ プロジェクト 3
	②リサイクル資源の適切な回収や分別の徹底について、周知・啓発活動を推進します。		
	③不燃ごみについて、関係自治体との広域処理化を検討します。		
	④不法投棄対策として、「自然の番人宣言」事業所のさらなる拡大をはじめ、各種普及啓発を推進します。		
	⑤熱源としての再利用に活用するため、農協と連携し農業用廃プラスチックの適正処理を推進します。		
2.省エネルギーの推進	①省エネルギー活動の先導的役割として、公共施設(建物、街路灯等)の省エネ改修や、公用車のエコカーへの更新を積極的に推進します。		
	②一般家庭や民間事業所に対し省エネルギーの普及啓発を推進するとともに、省エネルギー設備の導入支援制度の構築を図ります。		

主な協働方針の取組(特に進めていく協働)



町民と行政がこれまで以上に協力しながら進める協働

- 農業用廃プラスチックの処理など、農業関係者は資源循環型農業に積極的に取り組み、行政の支援を受けながら処理体制を確立します。
- 町民と行政が丸となって3R運動に取り組みます。
- 「自然の番人宣言」事業所の普及により、不法投棄の監視体制を拡大します。



町民の協力や参画を得て、主に行政が取り組む協働

- 省エネルギーの取り組みを推進するにあたり、町民の提案や啓発活動への協力を求めます。

